



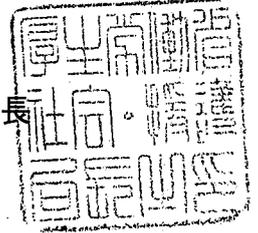
雇児発0426第2号
 社援発0426第5号
 老発0426第1号
 平成23年4月26日

都道府県知事
 指定都市市長
 各 中核市市長 殿
 児童相談所設置市長

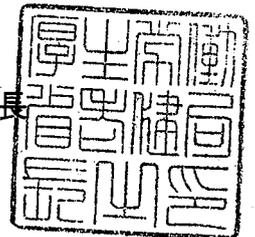
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、平成23年3月11日以降において発生した災害より適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。



東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災後の事務処理

(1) 協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所については40万円以上）であること。

(2) 協議書類及び提出部数

ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号）3部

イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号）1部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定されていること、また、当該災害は、被害が甚大であるため、更なる法的・財政的措置を検討していることから、国の負担割合の変更があること。

(4) 提出期限

協議書類は、（項）社会福祉施設整備費分、（項）児童福祉施設整備費分及び（項）介護保険制度運営推進費分とに区分し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）あて当該協議通知日から60日以内に提出すること。

なお、これによりがたい場合は、様式第2号のみを作成（被害の概算額、災害復旧所要額及びその内訳を除く。）し、備考欄に協議予定時期を記載の上、期限までに地方厚生局に提出すること。

2 災害復旧事業の早期着工

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

なお、応急仮工事及び災害復旧工事着工は協議書提出以前においても可能であるが、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市）担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設

施設名等	施設名
社会福祉施設等	
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※）
老人保健等施設	介護老人保健施設 訪問看護ステーション 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター
身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
婦人保護施設	婦人保護施設 婦人相談所
知的障害者援護施設	知的障害者デイサービスセンター 知的障害者更生施設

障害者支援施設等

知的障害者授産施設
知的障害者通勤寮
知的障害者福祉ホーム
障害者支援施設
障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、児童デイサービス事業、短期入所事業、共同生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び共同生活援助事業を行うものに限る。）

児童福祉施設

精神障害者社会復帰施設
地域活動支援センター
福祉ホーム
助産施設
乳児院
母子生活支援施設
保育所
児童厚生施設
児童養護施設
知的障害児施設
知的障害児通園施設
盲ろうあ児施設
肢体不自由児施設
重症心身障害児施設
情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター（※）

母子福祉施設

母子福祉センター（※）
母子休養ホーム（※）

母子保健施設

母子健康センター（※）

その他の社会福祉施設等

社会事業授産施設
隣保館
生活館
ホームレス自立支援センター
盲人ホーム
地域福祉センター
社会福祉士養成施設
介護福祉士養成施設

へき地保健福祉館（※）
在宅複合型施設
小規模多機能型居宅介護拠点
夜間対応型訪問介護ステーション
介護予防拠点
地域包括支援センター
市町村障害者生活支援センター
知的障害者福祉工場
児童相談所
一時保護施設
職員養成施設
心身障害児総合通園センター
へき地保育所
重症心身障害児（者）通園事業施設
児童自立生活援助事業所
小規模住居型児童養育事業所
子育て支援のための拠点施設
認定こども園（幼稚園型認定こども園の保育所機能部分）

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（（項）

分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

郡	市	町	村	名							合計	市町村		
施	設	名										か所		
施	設	種	別											
設	置	主	体									公立		
構			造									か所		
定			員									か所・私立		
被	害	部分	の	入	所	者	数					名		
被	害	概	算	額								名		
災	害	復	旧	費	移	転	改	築	補	修	の	別		
													構	
													造	
													積	
													価	
額														
計														
予	状	都	道	府	県	・	指	定	都	市	・	中	核	市
算	況	市	町	村										
措	置	法	人											
の														
参	考													

（記載要領）

- 1 宿所提供施設及び母子生活支援施設の場合は定員欄に定員のほか世帯数も明記すること。
- 2 構造欄には、鉄筋コンクリート造、ブロック造、木造の区分により、それぞれ鉄づ木と記入すること。
- 3 予算措置の状況欄には、財政当局了解・交付承認有れば確実等と簡明に記入すること。

様式第2号

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書

施設種類		名称	設置主体		
所在地		設置年月日			
建物の規模・構造					
罹災年月日		災害の種類			
被害の概況	発生源等				
	主要部分の破損状況				
入所者の状況					
被害の概算額					
災害復旧所要額及びその内訳	区分	員数	単価	金額	摘要
			円	円	
	計				
備考		(すでにとった措置。今後とろうとする措置等を記入すること。)			

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
 (写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)